

総合通信局（総務省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 21 日（金）15：20～16：20
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者
（総務省） 内藤副大臣、長谷川政務官、他事務方
（自治体側） 上田埼玉県知事、山田京都府知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、古木和木町長
（戦略会議側） 北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

冒頭、北川主査から今回の公開討議は、本年 6 月目途に策定予定の「地域主権戦略大綱」に盛り込む「出先機関改革の基本的考え方」の取りまとめに向け、どのような出先機関のどのような事務・権限を地方に移管していくのかについての考え方や基準の整理に資するために行う旨の説明があった。続いて、大塚副大臣から、出先機関改革の目的は、「地域のことは地域が決める」地域主権社会を目指し、二重行政が原因で生じている無駄や非効率を是正するものであること、国の出先機関の事務を主に都道府県・政令指定都市等に移管することに伴って原則廃止し、国と地方の二重行政を解消するというコミットメントがあること、今回の公開討議は、その原則と例外の考え方を整理するためのものである旨の説明があった。その後、提出資料に基づき、総務省から総合通信局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされ、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：総務省】

(地) 出先機関の原則廃止は、民主党の政権公約である。地域主権戦略会議は総務省と地方側の間の行司役ではなく改革推進役になってほしい。

鳩山総理も補完性の原理を主張されている。財源、組織、人材の移管をきちんと明確化すべき。出先機関改革には国の行政改革という側面もあると考えている。過去の実績で見ると、国で行政改革を行うよりも、地方のレベルで無駄を絞っていく方が早い。地方は身を切るようなことをやっている。それができるのは住民に近く、ガバナンスが効くからだ。

例えば、ハローワークが県の機関であれば、雇用問題に注力しなければならないときに、他の部局の人員を柔軟に異動させることができる。トータルで国を見たときに、柔軟性に欠けるという恒常的な欠点がある。地域主権改革という立場と国の行政改革が生ぬるいという意味から、地方に任せるよう主張している。

全国の統一性とよく言われるが、基準があれば地方で十分達成することができる。ブロックごとにいろいろな形での広域連携は基本的にできており、そうしたところを活用すれば不可能ではない。

自治体が規制を受ける当事者となる場合に利益相反の問題が発生すると言うが、問題はきちんとガバナンスができていくかどうか。ガバナンスが効けば、自ずから利益相反の話はなくなる。

(地) 資料の 6 ページに情報通信行政における「国が担う役割」が書かれているが、この説明は組織防衛的ではないか。情報通信インフラの安心・安全な利用環境の整備について地方は一切できないというわけではない。安定的な通信網について、それぞれの地方公共団体は努力している。その中で、どこを国がやらなければいけないのかというところを本来分析しなければいけない。

資料 9 ページで、「廃止、終了又は見直しを検討中」とされているものについては、総合通信局はこれから一切関わらないということでのよいのか。

ケーブルテレビ等の許認可について、区域外再送信の紛争処理の事務があるから、総合通信局が許認可の事務をやらなければならないということはなく、紛争処理機関を置けば良いだけの話。紛争処理の事務は非常に裁量権の強い事務なのか、定型的な事務なのか。紛争処理について裁量権が広くあるものなら別だが、定型的な、ある程度画一的な事務であるならば、総合通信局が行う必要はない。

8割の事業者が全国レベルでサービスを提供していると言うのであれば、総合通信局で事務を行う必要はなく本省で行えばよい。総合通信局でやらなければいけないのは地域的な特性があるからだと考えが、その地域的な特性とは何か。

(国) 中途半端なことをやると、二重行政の無駄が生じてしまう。移管するのであれば徹底して移管をするべきだと考えており、しっかりと政治主導で進めていきたい。

ケーブルテレビの区域外再送信については、定型的な事務ではなくて、経営に直接絡むため、時間を要しながら調整を図っていかなければいけない。かなりの紛争に発展するのが区域外再送信というもの。

(国) 総務省は地域主権改革を推進している役所である。組織防衛をするという立場にはない。実際に地方へ移管する際に想定される課題を出させていただいた。

総合通信局の仕事はネットワークの仕事であり、確かに事業の広がりがあるが、実際の認可をする主体としての経営体は地方にあるため、地方で事務を行っていただいても構わない。そのときに全国的な規模でいろいろな問題が生じてくることをどのように見ていったらいいのか。そのことについて一緒に知恵を出して考えていただきたいという意図で資料を作成した。総合通信局を全部残しておかなければ仕事ができないと主張するつもりはないが、ネットワークの規模は都道府県という単位に収まりにくいものが非常に多い。

(地) 資料9ページの「Ⅱ地方移管」の6から9までについては、「本省指揮の下、全国レベルでの対応が必要な事務」とだけ書かれていて、見直し・検討の余地がまったく書かれていない。この分野については基本的に本省の指揮が維持されるが、都道府県レベルでの移管というものもあり得るといことなのか、それとも移管は全くないのか。資料からは、地方移管の余地が全くないように見える。

(国) 資料では地方移管に当たっての課題を挙げている。それらをこれからきちんと詰めていってすべてクリアされるか、又はクリアするまでもなく大した問題ではなく別のやり方もあるということであるならば、それは地方がやるにふさわしい事務ということになる。必ず国あるいは出先機関でやらなければいけないということを目指すものではない。

(地) ケーブルテレビはどう見ても地域のテレビである。許認可はそれぞれの地域でやれば済む。どういう経営者が事業をやっているのかというのは、知事や市長レベルであればすぐわかる。

全国レベルではできないという判断をしているから、総合通信局というブロック機関で処理しているのだろう。そうであるならば都道府県や市のレベルでもいいのではないか。技術者の問題があるかもしれないが、必要な人材の移管も前提である。

(国) 人材の移管も含めて地方に移管できるものであれば移管すべきだが、業務は少人数で行っており、それらを移管の際に各都道府県に分けてしまうと、機能しなくなるのではないかという問題もある。

(戦) 知事会PTの中間報告書では、地方移管、廃止・民営化、国に残すものとしてA、B、Cに分類している。今後の進め方として、この中間報告どおりにできないという項目があれば、なぜ中間報告の提言どおりにできないのかという理由を言うてもらふことにすると、原則と例外のベンチマークが徐々に見えてくるのではないか。

(国) 知事会からの提言を意識して資料を作成した。地方移管するために議論すべき課題を提示している。

(地) 都道府県の立場で発言があったものはみな政令指定都市にもあてはまる。

(戦) 総合通信局の前向きな姿勢は一定の評価に値するが、地方移管できるものがないか、更に御検討いただきたい。

(以上)